

令和3年度 山梨地方最低賃金審議会
第3回山梨県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 議事録（一部議事概要）

1 日 時：令和3年10月12日（火）午後1時27分～午後3時21分

2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室

3 出席者：公益代表：伊藤委員、岡松委員、鷹野委員

労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員

使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員

事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいのようなので始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（鷹野部会長）

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で連絡事項等ありましたらよろしく申し上げます。

（賃金室長）

それでは、2点、説明させていただきます。

まず、1点目は、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、前回と同様、労働者側は3階の相談室、使用者側は2階の相談室としておりますのでよろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

これは、前回もお配りいたしました全国における輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

説明は以上です。

(鷹野部会長)

この資料で前回と変わったところは、山口と北海道が出たということですか。

(賃金室長)

はい、山口と北海道が決まっております。

(鷹野部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(特になし。)

【議 事 (1) 改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、全会一致による決議ができることが最善と思っておりますので、各側の御協力をお願いしたいと思います。

前回の専門部会におきまして、労働者側はプラス21円、使用者側は1円という金額を提示いただいておりますが、金額に開きがあることから、一旦お持ち帰りいただいて、再検討をお願いしていただいております。

まずは、再検討された金額とその理由について、お聴きしたいと思いますので、よろしく願いします。

最初に労働者側からお願いします。

(櫻井委員)

はい、前回、第2回で21円のコ額を提示させていただきました。審議会の中で公益の先生方から御意見をいただき、労働者側で再検討させていただきます。

した。

残り4年で1,000円を目指すこと、リビングウェッジとの差額であること、前回は、これらのことから21円を提示させていただきました。

この格差を改善するために、組織労働者、パート、高校卒の初任給、賃金上昇率、そういったものを比較しまして、検討を行ってまいりました。

(鷹野部会長)

最初に金額を提示していただいていたよろしいですか。

(櫻井委員)

はい、わかりました。

検討した結果、同額の21円を提示させていただきたいと思います。

理由は、過去5年、昨年も含めると5年、6年ということになりますが、この間の賃金上昇率、それから、最低賃金の推移を検討させていただきました。

昨年は、1円でしたが、2019年から遡りますと、最低賃金の上昇率は、2.46%、2.4%、2.1%と推移し、最低賃金は上昇してきております。

連合山梨が集計しております春闘の賃金上昇率、こちらは地場の組合に限定させていただいておりますけれども、そこと比較しますと、連合山梨の春闘の上昇率と最低賃金の上昇率はほぼ同じになっております。

これは、最低賃金の引上げに当たって格差を是正するために同様の上昇率を使っていることがあるからだと思います。

もう一つ、昨年、最低賃金はプラス1円で、ほぼ据え置きになったわけですが、昨年も、組織労働者の賃金は上昇しております、連合山梨の集計でいきますと、規模計で1.4%、規模が少し小さい299から100人ですと1.21%、100人未満で1.11%という数字になっております。

これを考えますと、その1円と賃金上昇との差額も上乘せしなくてはいけないと考えます。

これと今年度の賃金上昇率分をプラスしたものを21円という形で提示させていただきました。

具体的には、昨年の最低賃金が918円で、これに1.1%、これは100人未満の上昇率を使っておりますが、これを掛けて計算しますと10.2円、これから昨年1円引き上げた金額を差し引くと9円、それから今年度、1円上がった919円に1.3%を掛けると11.9円、約12円となり、これを合計しまして21円、この金額を労働者側の提示金額とさせていただきます。以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

では使用者側、よろしくをお願いします。

(川島委員)

金額は後にしまして、まず説明します。

使用者側として、いただいている資料を検討させていただきましたが、基本的見解書に書いてあるとおり、状況的に賃上げする要素は何もなくて、強いて言うならば、先日言ったように1円という数字になってしまうことに変わりはないという結論に至りました。

しかしながら、前回の資料、今回の資料を見させていただきますと、他県はどういうわけか金額的に上がっている。それは、地域別最賃の影響もあるだろうし、いろいろな事情もあるだろうと。

使用者側としては1円もしくは据え置きが妥当だと思いますが、1,000円で上げるということには反対ではないので、そういう意味では多少考慮した金額を考えなくてはいけないということで、検討させていただきました。

先ほども言いましたが、使用者側の持っている資料では根拠が見出せないのので、労働者側の資料、先ほど話がありました100人未満のデータを使わせていただきました。

ですから、21年度は0.83%で、これを基に計算すると7.6円、去年が1円だったので、去年の分も考慮すると1.11%で10.18円、これを足すと17.78円となり、ほぼ18円になります。

使用者側として何も根拠はないですが、労働者側のデータを使わせていただいて、1,000円に近づけるという前向きな姿勢を表すためにも、いろんな検討をした結果が18円ということになりました。

ですから、18円で是非御理解いただきたいと思います。

以上です。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

使用者側にかなり御検討いただいて、そこそこの差となり、一応、何とかその差を埋めるか埋めないかという議論ができる程度になったと、私ども公益委員も認識しております。

まず、個別折衝に入る前に、今の御意見を踏まえまして公益委員で打ち合わせをしたいと思いますので、ここで審議を中断したいと思います。

各側委員には、いったん控室にお戻りいただいて、こちらの準備ができましたらお呼びしたいと思います。

その時は、労働者側、使用者側の順になると思いますが、よろしく願います。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者、使用者側と折衝

(1) 労働者側の主張

改めてプラス21円を提示。連合山梨の春闘賃上げ結果における2020年の100人未満規模の賃上げ率1.11%と2021年の規模計の賃上げ率1.3%を合計し、これを現在の特定最低賃金額に乗じると22円になる。

2021年について規模計のデータを採用した理由は、2021年の100人未満の企業で賃金制度を大きく見直した企業があり、2021年の100人未満のデータだと賃上げ率が2.9%と異常値になってしまうので、当該企業を除外した上で、規模計のデータを採用したものの。

他県の状況をみると、20円台後半が多く、山梨が10円台の数字となるのは受け入れられない。

(2) 使用者側の主張

(公益委員からの更なる上積みの打診を受け)

減産が続いており、来年、業績が伸びるかどうかはわからない。

20円台の大台にのせることはできない。使用者の代表として出ている立場としては、20円台を了承したら、他の使用者の皆さんに説明ができない。

労働者側が応じて全会一致となるなら、もう1円プラスの19円には応じたい。

3 公益委員の見解

使用者側が労働者側の提示したデータに基づき、前回から大幅に金額を引き上げてきたことを評価。金額については、他県の状況も考慮し、使用者側に更なる上積みを提案することとした。

使用者側にプラス20円を提案したが、「全会一致ならプラス19円」との回答を受け、同回答に基づき、全会一致でのプラス19円を目指し、労働者側が応じなければ、プラス18円での採決を行うこととした。

4 労働者側と折衝

10円台の金額には難色を示したが、公益委員の意向を聴き、1円でも引上

げ額が高い方がよいと、全会一致によるプラス19円に応じた。

(以上で金額折衝を終了)

(鷹野部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示させていただきますので、事務局から配布をお願いいたします。

(事務局、公益委員案を配布)

(鷹野部会長)

それでは、公益案を読み上げさせていただきます。

令和3年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正審議公益委員案

令和3年10月12日

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示いたします。

記

1時間938円、引上げ額19円、引上げ率2.07パーセント

以上でございます。

(鷹野部会長)

それではこの公益案について採決をさせていただきたいと思います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手をお願いいたします。

反対の方は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

8名ですね。ありがとうございました。

以上のとおり、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日について、お諮りします。

本日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、12月11日、土曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見・異議等なし。)

(鷹野部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成させましたので、報告書案の配布と朗読をお願いいたします。

(事務局、報告書案を配布)

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案

令和3年10月12日、山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長鷹野正則

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員、伊藤一帆、岡松恵、鷹野正則

労働者代表委員、雨宮健男、飯沼大、櫻井澄人

使用者代表委員、金井徹、川島英一、内藤健一

敬称は省略させていただきました。

次のページは、別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金。

1、適用する地域、山梨県の区域

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げ

る者を除く。

(1)、18歳未満又は65歳以上の者

(2)、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3)、次に掲げる業務に主として従事する者

イ、清掃又は片付けの業務

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務（これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。）

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、938円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を9月29日に開催いたしました。

第2回目を10月5日に、第3回目を本日開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(鷹野部会長)

ありがとうございます。

それでは、8月23日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨の了承がなされております。

このため、ここで、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正に係る山梨

地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配布のうえ、朗読をお願いします。

朗読ですが、報告書と重なるところは省略をお願いします。

(事務局、答申案を配布)

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案、令和3年10月12日、山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年8月23日付け山梨労発基0823第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙につきましては、先ほどの報告案と同じでありますので朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

(鷹野部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

ないようですので、これにより答申したいと思います。

(部会長から労働基準部長へ答申文を手交)

(鷹野部会長)

それでは、ここで労働基準部長からあいさつをいただきます。

(労働基準部長)

ただいま、令和3年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の御

答申をいただきました。ありがとうございました。

本年度もコロナ禍の影響により、自動車部品産業も厳しい状況にある中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知を図って参りたいと思います。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の手続きについて御説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。この異議申出の締め切りは、10月27日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様方の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報公示がなされ、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で、11月11日の木曜日になされる予定となっております。

官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月11日土曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

【 議事（２）その他 】

（鷹野部会長）

それでは、次の議題のその他に入りますが何かございますか。
労働者側よろしいですか。

（労働者側）

（特になし。）

（鷹野部会長）

使用者側はありませんか。

（使用者側委員）

（特になし。）

（鷹野部会長）

公益でなにかございますか。

（公益委員）

（特になし。）

（鷹野部会長）

それでは、事務局から何かありますか。

（賃金室長）

ございません。

（鷹野部会長）

ありがとうございました。

それでは、皆様のご協力を持ちまして、本年度は全会一致で答申に至ることができました。

これからもコロナ禍は続きますし、それからいろんなことがあるかと思えます。労働者側も使用者側もそれぞれ、これからの苦しい時代を、力を合わせて乗り切っていただくことを公益委員として祈念いたしまして、本年度の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

なお、本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と川島委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。